

別記第2 震災時等における危険物の仮 貯蔵又は仮取扱い等に関する運用基準

第1 目的

過去発生した震災時等においては、平常時とは異なる臨時的な危険物の取扱いや、避難所をはじめとする危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵、取扱いの必要が生じ、法第10条第1項ただし書きに基づく、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われた。

このことを踏まえ、本運用基準においては、震災時等において必要となる危険物の貯蔵、取扱い等に係る安全対策、及び手続き等について運用を定め、速やかな承認手続きにより迅速な災害復旧を図ることを目的とする。

第2 安全対策等の指導

震災時等の被害状況により危険物施設以外の場所（少量危険物貯蔵・取扱所を含む。）での臨時的な指定数量以上の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される事業者等に対し、次により指導すること。

【震災時等に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態の例】

- ① 移動タンク貯蔵所から車両・重機等及びドラム缶等への給油・注油
- ② 変圧器の修繕、点検のため変圧器内部の絶縁油の抜き取り等
- ③ 施設の改修、点検、解体をするための残油の抜き取り等
- ④ ドラム缶等の運搬容器による車両用燃料等の貯蔵
- ⑤ 電源確保のため、非常用発電機や仮設発電機への燃料給油
- ⑥ 救援物資等の集積場所で危険物を貯蔵（防災拠点及び各種防災備蓄倉庫等）

1 安全対策に係る共通対策

危険物の取扱い場所	可能な限り屋外で行うこと。 やむを得ず屋内で行う場合は可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。
保有空地の確保	原則、危政令第16条第1項第4号の規定（屋外貯蔵所の保有空地）の例によること。
標識等の設置	見やすい位置に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。
流出防止対策	流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。 危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットや簡易の防油堤等、必要な流出防止対策を講ずること。
火気使用の制限	保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。
静電気対策	ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム缶本体、詰め替え容器）及び、給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保すること。 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること）を確保すること。 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと。（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。） 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後は必ずアースされている金属等に触れ、人体の帯電量を小さくしておくこと。 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況避け、また充填後しばらく静置すること。 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。
消火設備の設置	取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。
取扱い場所の管理	危険物を取り扱う場所は明確に区分し、侵入防止、施錠等により関係者以外の立入りを厳に禁ずること。
危険物取扱者の立会い等	危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか、又は必ず危険物取扱者が立ち会うこと。 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等、専門知識を有する者が行うこと。
二次災害の発生防止	余震発生、避難勧告発令時等の対応について予め定めておくこと。
安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備	必要となる資機材等について、当該場所以外の場所から調達する場合の、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い	<p>屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。</p> <p>ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、厳に慎むこと。</p> <p>ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。</p> <p>燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。</p> <p>ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになると自動的に給油を停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。</p>
危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り	<p>変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。</p> <p>1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行なわないこと。</p>
移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等	<p>移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とし、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。</p> <p>移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要がある場合において、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。</p> <p>危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。</p> <p>吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。</p> <p>移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000 L未満で、引火点が40℃以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。</p> <p>ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。</p> <p>移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では、吹きこぼし防止に細心の注意を払うこと。</p> <p>給油時の漏れ・あふれ等による流出事故の発生危険性（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時の漏れ・あふれ等を防止している。）</p> <p>流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外への被害拡大を防止している。）</p> <p>火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立入りが管理されている。さらに、震災時においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）</p> <p>火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火堀等の措置が講じられている。震災時においては、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）</p>

3 ガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項について【別紙1】(略)を参考に指導すること。

第3 事務手続き

第2に基づく安全対策を講じる場合の事務手続きは【別紙2】「震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー」(略)を参考に、以下によること。

1 事前の手続き

(1) 事前協議

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に消防局と協議したうえで危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作成し、提出するよう指導すること。

(2) 実施計画書の作成に係る留意事項

ア 実施計画書の添付書類

実施計画書には、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の案内図、配置図、平面図等を添付すること。また、表紙は任意の様式とし、【別添1】(略)の例により提出者の住所、氏名等、必要な事項を記載させるものとする。

イ 実施計画書の作成

実施計画書は、第2に掲げる安全対策及び実施計画書作成例【別添2-1(略)から2-4(略)】を参考とし、作成するよう指導すること。

なお、特異な事例の危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては、事前に十分な協議を行うこと。

(3) 実施計画書の受付

実施計画書は正副2部提出させるものとし、所要の事項を「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書等整理番号簿」(以下「番号簿」という。【別紙3】(略)に記載し、当該実施計画書の正本及び副本に危険物事務処理要綱(平成15年4月1日消防局通達第4号。以下「事務処理要綱」という。)別表1(1)の項に定める印を押印して受付を行い、副本を返付するものとする。

(4) 実施計画書の処理等

提出された実施計画書に基づき、「震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画整理票」(以下「整理票」という。【別紙4】(略)を作成するとともに、震災時等に迅速に対応できるよう番号簿、整理票、及び当該実施計画書を編さんし適切に保管すること。

2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

震災時等における危険物の貯蔵取扱いは、平常時と異なる環境下で行われることによる貯蔵取扱い中の事故の他、余震等の更なる災害発生等、潜在的な危険を多く含んでいる。このことから二次災害の発生や被害拡大を防ぐために、危険要素を可能な限り排除し、平常時以上に貯蔵管理や取扱い方法に安全が要求されることを十分に指導し、以下により手続きすること。

(1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請手続きの運用の適用

地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、「災害救助法」(昭和22年法律第118号)が適用された場合、又はそれと同等の被害が発生したものと認められる場合において、災害防御活動又は災害復旧のため、通常の承認のいとまがないものとして消防局長が本運用により危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きを行う必要があると認めた場合に適用する。

(2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請等

ア 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの申請

実施計画書が消防局へ提出されている事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、来庁による書面申請の他、電話又はファックス等(以下「電話等」)によることができるこ

と。

イ 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認

仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の実施方法等を実施計画書の内容と照合し、相違がないことが確認された場合は、速やかに口頭により承認すること。

ウ 現地調査の実施

口頭による承認後は、現地調査をできる限り速やかに実施し、安全確認及び必要に応じ安全対策を指導すること。

エ 危険物の仮貯蔵、仮取扱い承認申請書の提出等

口頭により承認した申請者等に対し、来庁等の対応が可能となった場合、速やかに市規則第2条に基づき「危険物の仮貯蔵、仮取扱い承認申請書」（以下「申請書」という。）（様式第1号）を2部提出させること。

オ 申請の受付等

エの申請書の提出があったときは、速やかに審査し、事務処理要綱第3条に基づき受付を行うこと。この場合、本運用の適用を受けた旨を記録するとともに、処理経過及び必要な事項を整理票に併せて記載すること。

カ 危険物の仮貯蔵、仮取扱い承認証の交付

オの申請を受け付けたときは、市規則第2条第2項に規定する「危険物仮貯蔵、仮取扱い承認証」（様式第2号）を申請書の副本に添えて交付すること。

(3) 実施計画書と異なる場合の対応

電話等による申請の内容が実施計画書と異なる場合、実施計画書に基づいた内容とするよう指導し、確認を得たうえで口頭の承認をすること。ただし、実施計画書に想定していない目的、貯蔵取扱い方法の場合、口頭の承認はできないものであること。この場合、実施計画書は提出されていないものとして、次により対応すること。

3 実施計画書が提出されていない場合の対応

(1) 実施計画書が提出されていない事業者等からの電話等による申請

実施計画書が提出されていない事業者等は、原則として市規則第2条の規定に基づくものとするが、実施計画書作成例に記載等の定型的な仮貯蔵・仮取扱いの場合は、次によること。

ア 電話等による指導等

事業者等に対し、安全対策の実施について指導するとともに、申請書等の提出を指示すること。この場合、電話等の内容により口頭の承認をすることは、できないものであること。

イ 現地調査の実施

電話等により申請書を提出するいとまがないと認められるときは、速やかに現地調査を実施し、安全確認及び必要に応じ安全対策を指導し、安全が確保されると認められる場合は口頭により承認をすること。この場合においても申請書の提出を指示すること。

ウ 仮貯蔵・仮取扱いの承認

申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、前2(2)オ及びカによる手続きにより承認を行うこと。

エ 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い処理経過の記載

上記の処理経過及び必要な事項は、番号簿及び整理票に記載すること。

(2) 承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを覚知した場合

承認を受けずに危険物の貯蔵・取扱いを実施している場合、危険物事故による二次災害発生の危険性が高いことから、速やかに現地調査を行い、下記により対応すること。

ア 現地調査により、安全確認及び必要に応じ安全対策を指導し、安全が確保されると認められる場合は口頭により承認をすること。この場合においても申請書の提出を指示すること。

イ 現地調査により、危険性が認められ、又は指導によっても安全の確保が困難と認められる場合は、危険物の貯蔵・取扱いを中止させること。

ウ 仮貯蔵・仮取扱いの承認

アの指示による申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、前(1)ウによる手続きにより承認を行うこと。

エ 震災時等の仮貯蔵・仮取扱い処理経過の記載

上記の処理経過及び必要な事項は、番号簿及び整理票に記載すること。

4 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認

仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われることは原則認められないが、震災時等における災害復旧のため特に必要と認められる場合は再承認することができる。この場合、次の事項に留意すること。

- (1) 再承認が必要と認められる場合においても、1の承認は10日間とし、期間の延長は認められないこと。
- (2) 再承認が必要と認められる場合においては、申請者に再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行わせること。
- (3) 安全確保のため、定期的に現地調査を行うこと。また承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は、速やかに危険物を除去するよう指導すること。

第4 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

1 想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

震災時等に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、予め具体的に計画、整備し、許可内容との整合を図った場合、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない。

(1) 許可内容への内包

事前に変更許可申請又は軽微な変更の届出（危規則様式第18号）により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容に内包すること。

(2) 予防規程への記載等

【想定される危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例】

- 1 設備等が故障した場合の代替機器の使用
- 2 停電時における非常用電源及び手動機器の活用等
 - ① 給油取扱所での非常用発電機の使用
 - ② 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用

予防規程を定めなければならない危険物施設については、震災等発生時における緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定すること。また、定期的な従業員に対する教育、訓練等を実施するよう指導すること。

2 許可範囲外の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

予め許可内容に内包されない以下の事項等については、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認または変更許可等の手続きを要するものであること。

- (1) 許可を受けた危険物と異なる危険物を貯蔵・取扱いする場合
- (2) 既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合

【危険物施設で危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が必要な例】

- ① 地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り及びドラム缶等による貯蔵等
- ② 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

第5 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵・取扱う場合においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きは要しないものであるが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、本運用を参考として適切に指導すること。

(1) 少量危険物に該当する場合

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに係る位置、構造及び設備等について、少量危険物貯蔵・取扱届出書の届出を指導すること。

(2) 少量危険物に該当しない場合

安全対策等について、適切な指導を行うこと。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る申請手数料は、申請目的や災害状況等を踏まえ、さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年5月1日条例第74号）第4条に規定する減免措置を適用することが考えられることから、次の事項に留意し処理すること。

(1) 手数料減免の適用

手数料の減免の適用については、消防関係事務手数料の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき処理すること。

【参考】手数料減免に係る適用及び減免額

災害復旧のために、危険物の貯蔵、取扱いが必要な場合であって、法第10条第1項ただし書の規定による危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の申請の必要があるとき			
災害の規模	申請の目的	減免額	
1 地震、台風、水火災等の自然災害、及びテロ災害や大規模なライフライン事故等の人的災害により、甚大な被害が発生し、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用された場合。	1 被災者の支援活動	公益性が認められる場合	免除
	2 被災地の復興活動		
3 被災地における消火・救助等の災害防衛活動等			
2 前項と同等の被害が発生したものと、市長が認めた場合。		その他の場合	その都度市長が定める額

(2) 消防関係事務手数料減免申請書の提出

危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請書等の提出に併せて「手数料関係事務減免申請書」（要綱様式第1号）を提出するように指導すること。

(3) 手数料の減免承認

手数料の減免の承認は、仮使用・仮貯蔵等承認期間後においても「消防関係事務手数料減免決定通知書」（要綱様式第2号）により申請者に通知すること。

(4) 手数料減免の処理経過の記載

消防関係事務手数料減免申請書の経過欄に、減免承認日、消防関係事務手数料減免決定通知書の交付日及び必要な事項を記載すること。

(5) 手数料減免申請書の保管

消防関係事務手数料減免申請書は、当該決定通知書の写しと併せて編さんし、適正に保管すること。

3 運用の適用開始及び終了

震災時等における本要綱による運用の適用開始及び終了については、震災等発生後、消防局長が定める。

※当該審査基準には添付省略

【別紙1】震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

【別紙2】震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー

【別紙3】震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理番号簿

【別紙4】震災時等仮貯蔵・仮取扱い実施計画書整理票

附 則

この運用基準は、平成27年8月18日から施行する。

